申請者氏名 新宿 太郎

(注 意 事 項)

- 1 <u>申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、</u> 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署 に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職 した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況 について報告を求めることがあります。
- g 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する 支給となります。

(添付書類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
 - (例) 職業相談確認票(参考様式6) 住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)
 - ②則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県が認める者
 - (例) 自立に向けた活動計画(参考様式10) 自立に向けた活動状況報告書(参考等式11)
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し